前 金	部分払い
有 無	O 回

令和2年度下施処合補第1-1号

津市中央浄化センター(ポンプ棟)耐震補強詳細設計業務委 託設計書

津市上下水道事業局下 水 道 施 設 課

令和2年度	下施処合補第1-1号	業務委託設計書	局 長	
77412千尺	「旭だ日間先」「ク	未伤安心以可官	局 次 長	:
業務名	津市中央浄化センター 計業務委託	課長	:	
		- 検 算 者	7	
業務場所	津市	<b>哥洲町</b> 地内	調整・担当 主 乾	
設計金額	¥	_	担当主幹	ž
	(内消費税等相当額	円)	担 組 副 主 乾	
業務期間	令和4年2月	主  担		
	業務の	設計者	:	

# 耐震補強

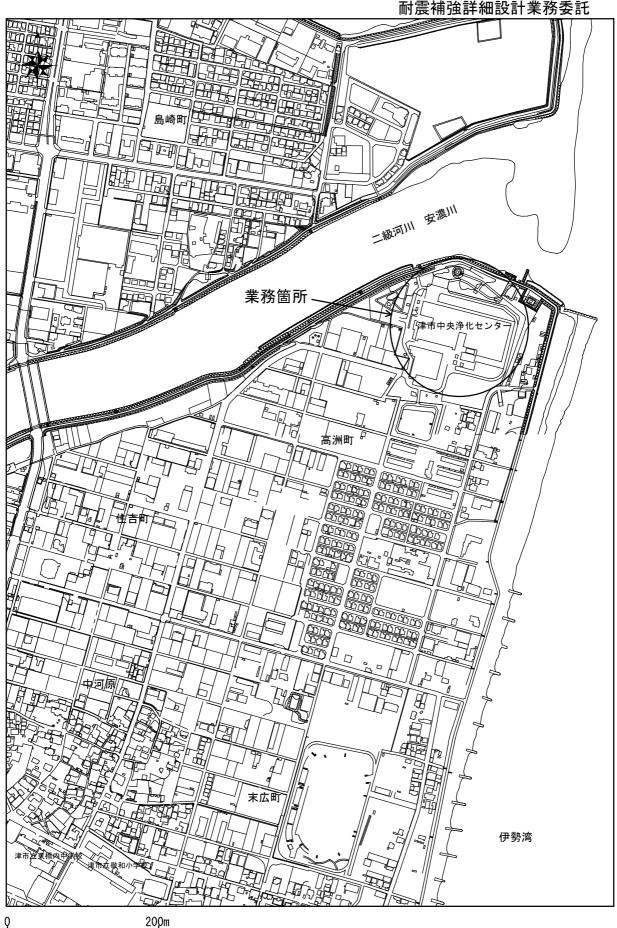
鉄筋コンクリート造地下2階地上2階建

延面積1,470m<sup>2</sup>

※上記に係る設計業務委託一式

# 位 置 図

令和2年度下施処合補第1-1号 津市中央浄化センター(ポンプ棟) 耐震補強詳細設計業務委託



1:5,000

内 訳 表

費	I	工	種	種	別	細別	数量	単位	単価	金 額	摘 要
本業	務委	託費   					1	式			
		業務原	原価								
				直接	原価						
						直接人件費	1	式			
						耐震診断·耐 震補強詳細 設計	1	式			第1号明細表のとおり
						資料収集·整 理	1	式			第2号明細表のとおり
						現地調査	1	式			第3号明細表のとおり
						設計協議	1	式			第4号明細表のとおり
						計 (直接人件費)					
						直接経費	1	式			第5号明細表のとおり
			(	直接		)					
				その	他原	価	1	式			
	(	計(業務)		)							
		一般气	管理	費等			1	式			

内 訳 表

			<u>'</u>		-/ <b>\</b>			
費目	工種	種 別	細別	数量	単位	単価	金 額	摘 要
(	計 (業務価格	)						
	消費税等	相当額		1	式			
本業務委	託費 計							

第 1 号 種 別 材料 細 別 形状寸法 数量 単位 単 価 金 額 摘 要 耐震診断•耐震補強詳細設計 1 式 ポンプ棟耐震診断業務(土木設 第1号単価表 式 計) ポンプ棟耐震診断業務(建築設 第2号単価表 式 1 計) ポンプ棟耐震補強詳細業務(土 式 第3号単価表 木設計) ポンプ棟耐震補強詳細業務(建 式 第4号単価表 築設計) 計

第 2 号 種 別 細 別 材料 形状寸法 数量 単位 金 額 単 価 摘 要 資料収集•整理 1 式 資料収集·整理 1 式 第5号単価表 計

			'.	归	<b></b>	衣		第 3 号
種 別	細別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
現地調査				1	式			
	現地調査(	 (診断•詳細 <u> </u> 	   	1	式			第6号単価表
	計							
		Ī	1					

			F	明	細	表		第 4 号
種 別	細別	材料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
設計協議				1	式			
		。 診断・詳細) 間4回、最終		1	式			第7号単価表
	計							

第 5 種 別 材料 形状寸法 数量 単位 細 別 単 価 金 額 摘 要 直接経費 式 電子成果品作成費 式 計

				単	価差	表	第	1	号	
種別	細別	材料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘	要	
ポンプ棟面	対震診断業	務(土木設	計)	1	式					
	技師長				人					
	主任技師				人					
	技師(A)				人					
	技師(B)				人					
	技師(C)				人					
	技術員				人					
	計									

				単	価	表	第 2 号			
種 別	細別	材料	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘	要	
ポンプ棟而	討震診断業	務(建築詞	<b>设計</b> )	1	式					
	技師長				人					
	主任技師				人					
	技師(A)				人					
	技師(B)				人					
	技師(C)				人					
	技術員				人					
	計									

				単	価差	長	第	3	号	
種 別	細別	材料	形状寸法	数量	単位	単 価	金額	摘	要	
ポンプ棟而	対震補強詳	細業務(土	木設計)	1	式					
	主任技術	者			人					
	技師長				人					
	主任技師				人					
	技師(A)				人					
	技師(B)				人					
	技師(C)				人					
	技術員				人					
	計									

				単	価	長	第 4 号			
種 別	細別	材料	形状寸法	数量	単位	単 価	金額	摘 要		
ポンプ棟面	村震補強詳	細業務(建	築設計)	1	式					
	主任技術	者			人					
	技師長				人					
	主任技師				人					
	技師(A)				人					
	技師(B)				人					
	技師(C)				人					
	技術員				人					
	計									

					里	価差	<b></b>	第	5 5	号	
種 別	細別	材料	钋	形状寸法	数量	単位	単 価	金額	摘	要	
資料収集•	整理				1	式					
	主任技師					人					
	技師(A)					人					
	技師(B)					人					
	技師(C)					人					
	計										

				単	価う	<b></b>	第	<b>§</b> 6	号	
細別	材	料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘	要	
診断•詳細	l) 			1	式					
主任技師					人					
技師(A)					人					
技師(B)					人					
計										
	診断・詳細 主任技師 技師(A) 技師(B)	診断·詳細) 主任技師 技師(A) 技師(B)	診断·詳細) 主任技師 技師(A) 技師(B)	診断·詳細) 主任技師 技師(A) 技師(B)	細別     材料     形状寸法     数量       診断・詳細)     1       主任技師        技師(A)        技師(B)	細別     材料     形状寸法     数量     単位       診断・詳細)     1     式       主任技師     人       技師(A)     人       技師(B)     人	診断·詳細) 1 式 ——  主任技師  人  技師(A)  人  大師(B)	細別     材料     形状寸法     数量     単位     単価     金額       診断・詳細)     1     式     ——       主任技師     人       技師(A)     人       技師(B)     人	細別     材料     形状寸法     数量     単位     単価     金額     摘       診断・詳細)     1     式     ——     ——       主任技師     人     人     技師(A)     人       技師(B)     人     人	細別     材料     形状寸法     数量     単位     単価     金額     摘要       診断・詳細)     1     式     ——     ——       主任技師     人     人       技師(A)     人     人

					単	価	長		第	<del>,</del> 7	号
種 別	細別	材	料	形状寸法	数量	単位	単 価	金額	摘	要	
	(診断•詳細 間4回、最終				1	式					
	主任技師					人					
	技師(A)					人					
	技師(B)					人					
	計										

# 設計業務内容内訳

土木実施設計(診断)

ポンプ室B(10~20m未満)

設計対象水量:220,320m³/日

(単位:人)

北京几夕	/左光·古 ロ			-	土木構造物	7		
施設名	作業項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	診断計画	_						_
断ポ業ン	原設計条件の整理	_						
務プ	耐震計算入力条件の整理及び診断	_						
	現地確認	_	_				_	_
上耐	耐震対策の検討	_						
木震 設診	昭杏	_				_		
設 設	計	_						

建築実施設計(診断)

ポンプ室B(10~20m未満)

設計対象水量:220,320m³/日

(単位:人)

施設名	作業項目			3	建築構造物	7		
旭以石	下来項口	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
断ポ	診断計画	_						_
業ン	原設計条件の整理	_						
務プ	耐震計算入力条件の整理及び診断	_						
	現地確認	_						_
) 建耐		_						
築震 設診	照査	_			_		_	_
設彰	計	_						

土木実施設計(詳細)

ポンプ室B(10~20m未満)

設計対象水量:220,320m³/日

(単位:人)

施設名	作業	百日				土木設計			
旭政石			主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
細ポ	設計計画								_
業ン 務プ	仮設設計		_	_					
勝プ	計算構造		_	_					
(		機能	_	_					_
十 宗	設計图	図作成	_	_					
(土木設補	数量計算		_	_					
計強	照査		_						_
→詳	計								

建築実施設計(詳細)

ポンプ室B(10~20m未満)

設計対象水量:220,320m³/日

(単位:人)

				以口刀多	小里.220,0				十四・ハ
施設名	作業	盾目				建築設計			
旭叹石	TF- <del>*</del>	供日	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
細ポ	設計	計画					_		
業ン 務プ	仮設	設計	_	_	_	_	_	_	_
務プ	計算	構造	_	_					
(棟 建耐	口牙	機能	_						
築震	設計图	図作成	_	_					
設補	数量	計算	_						
計強	照査		_				_	_	
一詳									

# 設計業務内容内訳

# 資料収集·整理

(単位:人)

作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
資料収集·整理							1式

# 現地調査(診断・詳細)

(単位:人)

							· 1 I— / ·/
作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
現地調査(診断)	_						1回
現地調査(詳細)	_				_		1回
計	_				_		

# 設計協議(診断·詳細)

作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
第1回打合せ	_			_	_	_	
中間打合せ(診断)	_				_	_	1回
中間打合せ(詳細)	_				_	_	3回
最終打合せ	_			_	_	_	
計	_				_	_	

## 〔1〕一般仕様書

#### 第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務(以下業務という。)は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設の工事を実施するために 必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1.8 許可申請

受注者は,工事に必要な許可申請(計画通知等)に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

- 1.9 提出書類
  - (1) 受注者は、業務の着手及び完了に当たって、 発注者 の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。
    - (イ)着手届 (ロ)工程表 (ハ)管理技術者届 (ニ)職務分担表
    - (ホ)完了届 (ヘ)納品書 (ト)業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

- 1.10 管理技術者及び技術者
  - (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
  - (2) 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(下水道)、上下水道部門(下水道))または下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。
  - (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。
- 1.11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

- 1.12 成果品の審査及び納品
  - (1) 受注者は、成果品完成後に 発注者 の審査を受けなければならない。
  - (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
  - (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者 の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
  - (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の 修正を行わなければならない。
- 1.13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容 を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、 発注者 , 受注者協議の上, これを定める。

## 第2章 耐震診断・設計一般

- 2.1 一般事項
  - (1) 業務の実施に当って、受注者は 発注者 と密接な連絡を取り、連絡事項はそのつど記録し、打合せの際、相 互に確認しなければならない。
  - (2) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、 発注者 と受注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。
- 2.2 耐震診断基準等

耐震診断に当っては、 発注者 の指定する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、耐震診断を行う上でその基

準となる事項について 発注者 との協議の上, 定めるものとする。

2.3 耐震診断上の疑義

耐震診断上の疑義が生じた場合は、 発注者 との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2.4 耐震診断の資料

耐震診断における評価及び計算の根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.5 参考資料の貸与

発注者 は、業務に必要な防災計画図書、下水道事業計画図書、設計図書、完成図書、下水道施設維持管理記録、 測量、土質調査及び劣化調査資料等を所定の手続によって貸与する。

2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献及び資料名を明記しなければならない。

- 2.7 耐震診断 (詳細診断)
  - (1) 資料収集·現地調査

耐震診断に必要とする資料のリストを作成し、資料の収集・整理を行い、対象とする資料の有無及び保存状態等について、資料リストに記録する。

(2) 耐震診断(詳細診断)

資料収集・整理で得られた情報と現地調査(目視確認)に基づき原設計条件を照査し、実態に即した計算入力条件を設定のうえ、各種計算等により構造物、設備の耐震性を定量的に評価する。評価結果に基づき、耐震補強計画を策定する。

2.8 設計基準等

設計に当っては, 発注者 の指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき,設計を行う上でその基準となる事項について 発注者 と協議の上,定めるものとする。

2.9 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、 発注者 と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2.10 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.11 参考資料の貸与

発注者 は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等を所定の手続によって貸与する。

2.12 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

2.13 現地調査

受注者は、現地を踏査し、 発注者 の下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等に基づき、下記事項について、確認しておかなければならない。

(1) 地形, その他

用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等

(2) 地質

地質調査資料と現地との関係

- (3) 関連管きょの位置,形状,管底高
- (4) 吐口の予定位置
- (5) 放流先の状況
- (6) その他設計に必要な事項

#### 第3章 耐震診断(詳細診断)

耐震診断 (詳細診断) 業務は、次の事項の作業を行い、報告書としてまとめなければならない。

- 3.1 着手時の確認
  - (1) 受注者は業務の着手に当たり、耐震診断に必要とする資料のリストを作成し、 発注者 の承諾を得た後、資料の収集・整理を行い、対象とする資料の有無及び保存状態等について、資料リストに記録する。
  - (2) 対象施設について耐震診断及び追加調査が実施されている場合,その内容を確認する。
  - (3) 資料等に不足がある場合は、 発注者 と受注者は協議により、速やかに対応を図るものとする。
- 3.2 収集する既存資料,図書

下水道事業計画図書,防災計画図書,下水道施設維持管理記録,設計図書(設計図,構造計算書,基礎計算書, 仕様書),完成図書(竣工図,コンクリート強度試験表等の施工記録),土質調査報告書

- 3.3 既存資料,図書より確認,整理する事項
  - ① 下水道計画の概要

当該処理区及び排水区の概要(計画及び現況の面積、人口、汚水量、雨水量)、幹線系統、下水道排除方式

② 調査対象ポンプ場,処理場の概要

名称,位置,計画能力(全体及び事業計画),現況能力,ポンプ場種類,水処理及び汚泥処理方式,維持管理 体制

③ 場内主要施設の概要

施設の名称及び個数・形状,設計年度,建設年度,供用開始年度,用途変更履歴,被災履歴,維持管理状況 (流入水量変動,負荷量変動,停電,故障及び事故履歴)

④ 周辺環境の概要

用途地域,現況地形,用地造成等の履歴,地盤状況(土質資料の整理),排水先及び放流先公共水域の概要(名称,管理者,利水状況,水質に関わる基準及び規制)

- ⑤ 発注者 及び関連公共団体等の防災計画の概要 ポンプ場,処理場の防災計画上の位置付け及び重要度
- ⑥ その他診断に必要な事項

#### 3.4 原設計条件の整理に係る作業

収集した資料等に基づき次の事項を確認し、整理する。

- ① 経歴及び概要(設計年度,建設年度,被災履歴,構造物概要)
- ② 設計基準又は適用構造規定(建築基準法施行令)
- ③ 地盤土質条件(支持地盤の状況,液状化への考慮,耐震上の地盤面の設定等)
- ④ 耐震計算条件(材料の許容応力度,設計震度又はせん断力係数,荷重,構造体のモデル化等)
- ⑤ 基礎計算条件(杭材の許容応力度,設計震度又はせん断力係数,荷重,杭頭接合条件等)

#### 3.5 現地調査に係る作業

現地調査の実施に当たっては、施設の維持管理に支障が生じないように考慮した調査計画書を作成し、 発注者 の 承諾を得る。

現地調査では、以下の事項を目視確認し、記録(写真、概況図、簡易計測値)する。

- ① 原設計と現況(使用状況,載荷状況,改築補修状況,被災跡)
- ② 躯体劣化状況(変形, 亀裂, 変質, 剥落, 錆)
- ③ 伸縮継手状況(位置, 仕様, 劣化状況)
- ④ 建築非構造部材状況(外観の異常,取付け状況,劣化状況)
- ⑤ 地盤沈下および構造物沈下状況
- ⑥ 周辺環境(周辺土地利用状況, 現況地形)

#### 3.6 耐震計算入力条件の整理に係る作業

(1) 土木構造物

構造物について次の事項を確認し、整理する。

- ① 地盤の土質特性
- ② 現況に整合した荷重条件
- ③ レベル1及びレベル2地震動における入力条件
- ④ 構造体のモデル化
- ⑤ 材料強度及び許容応力度
- (2) 建築構造物

構造物について次の事項を確認し、整理する。

- ① 地盤の土質特性
- ② 現況に整合した荷重条件
- ③ 中地震動及び大地震動における入力条件
- ④ 構造体のモデル化
- ⑤ 材料強度及び許容応力度

### 3.7 診断に係る作業

(1) 土木構造物

診断は、レベル1及びレベル2地震動に対して行う。

- ① 地盤,基礎,躯体の耐震性の定量的評価 現況に則した計算条件を設定のうえ,計算等により耐震強度の確認を行い,耐震性を評価する。
- ② 評価結果の取りまとめ
- (2) 建築構造物

診断は、大地震動に対して行う。

- ① 基礎, 躯体の耐震性の定量的評価 現況に則した計算条件を設定のうえ、計算等により耐震強度の確認を行い、耐震性を評価する。
- ② 非構造部材の耐震安全性の評価 外壁仕上げ材, 天井材, 建具等の地震時における落下の危険性を確認し, 安全性を評価する。
- ③ 評価結果の取りまとめ

#### 3.8 現地確認に係る作業

耐震補強計画の立案にあたり、設計図書、完成図書との整合性、構造物の実態および機器、配線、配管等の支障物を現地にて確認し整理する。

3.9 耐震補強計画の策定に係る作業

対象構造物の診断結果に基づき、以下の作業を行う。

- (1) 対象構造物の耐震補強の方法について比較検討し、適切な補強策を選定する。
- (2) 選定した補強策の施工手順及び仮設方法を検討し、施工計画案を策定する。
- (3) 選定した補強策の計画図を作成し、概算工事費及び工期を算定する。
- 3.10 総合評価に係る作業

対象構造物の補強策に対し、経済性、施工難易度、耐震化優先度(処理機能の維持及び人命の安全確保)等の面から、実現可能性を総合的に評価する。

また、土木構造物に対する耐震性能2に対する実現可能性の検討や耐震対策実施にあたっての課題・問題点等の所見を整理し、段階的な事業計画(年度別事業計画)を立案する。

3.11 耐震診断 (詳細診断) 図書の作成に係る作業

前3.2項から3.9項の作業で収集した資料・図書、確認・整理した事項及び作成した図書を次の内容により取りまとめ、報告書を作成する。

- (1) 資料収集リスト
- (2) 施設概要
- (3) 詳細診断表
- (4) 耐震計算書
- (5) 耐震補強計画図
- (6) 概算工事費, 工期計算書
- (7) その他資料(耐震補強方法比較検討書他)

#### 第4章 改築実施設計(詳細設計)

4.1 改築実施設計 (詳細設計) 図書の作成に関する作業

改築実施設計(詳細設計)業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、改築実施設計(詳細設計)図書としてまとめなければならない。

(1) 改築実施設計(詳細設計)業務で確認する事項

改築実施設計(詳細設計)業務において、次の事項を確認しなければならない。

- (イ) 受注者は、改築実施設計(詳細設計)業務を進めるに当たり、設計対象施設に関する基本設計の内容について確認を行わなければならない。
- (ロ) 土木建築構造物の計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、荷重条件、設備機器の重量表、主要形状 寸法一覧表、主要設備機器の搬入経路および各部寸法等の確認を行わなければならない。
- (ハ) 工事の施工に必要な代替施設,池・水路等の締切り・切廻し用構築物,排水用施設・設備,補強用構築物, 搬出入用構築物等(以下,仮設構築物等という。)の要否の確認及びその設置・撤去方法,設計条件,荷重条件等の確認又は検討を行わなければならない。
- (2) 改築実施設計 (詳細設計) 業務で行う計算書等の作成に関する作業

受注者は、 発注者 が提供した資料、又は受注者が調査した事項について、整理し、確認又は検討を行った後に次の作業を行う。

なお,確認された基本設計図書のうちで,改築実施設計(詳細設計)で使用できるものは,再使用を防げない。

- (イ) 土木関係
  - ① 構造計算書
  - ② 基礎計算書
  - ③ 仮設計算書
  - ④ 水理計算書
  - ⑤ 容量計算書⑥ 施工計画書(施工計画に伴う各種計算書含む)
- (口) 建築関係
  - ① 構造計算書
  - ② 基礎計算書
  - ③ 設備設計計算書
  - ④ 施工計画書(施工計画に伴う各種計算書含む)
- (3) 詳細設計図の作成に関する作業

受注者は、改築施設並びに仮設構築物等について次に示す詳細設計図を作成すること。

- (イ) 十木関係
  - ① 一般平面図
  - ② 水位関係図
  - ③ 構造図
    - a) 平面図
    - b) 縦横断面図
    - c) 杭配置図
  - ④ 詳細図

設備(機械,電気)との取合図および箱抜き図

- ⑤ 配筋図(鉄筋加工図は数量計算書に記入)
- ⑥ 既設撤去図
- (7) 工事特記仕様書
- (口) 建築関係
  - ① 建築意匠図 案内図,配置図,求積図,仕上表,平面図,立面図,断面図, 矩計図,詳細図,展開図,天井伏図,建具表, 工事特記仕様書,箱抜図
  - ② 建築構造図 伏図, 軸組図, 断面リスト, ラーメン図, 配筋詳細図
  - ③ 建築機械設備図 系統図,平面図,断面及び必要部分の詳細図
  - ④ 建築電気設備図
    - 電灯、非常用照明、設備動力、電気時計、火災報知、電話、拡声、テレビ共聴等
    - a) 系統図
    - b) 各階配線平面図
  - ⑤既設撤去図
- (4) 工事設計書の作成に関する作業

受注者は、 発注者 の示す様式、資料により次のものを作成すること。

- (イ) 数量計算書(材料)
- (口) 工期算定計算書
- (ハ) 見積依頼書
- (二) 工事設計書(金抜設計書)

## 第5章 照査

5.1 照査の目的

受注者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、充分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

5.3 照查事項

受注者は設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 耐震診断
  - (イ) 診断計画の妥当性
  - (ロ) 収集資料,整理事項及び確認事項の妥当性
  - (ハ) 整理した原設計条件と収集情報との整合性
  - (二) 現地確認, 耐震計算入力条件の適切性及び実態との整合性
  - (ホ) 詳細診断の適切性
  - (へ) 耐震補強策と計算結果の整合性
  - (ト) 施工計画 (施工手順, 仮設方法), 概算費用及び工期の適切性
- (2) 実施設計(詳細設計)
  - (イ) 設計計画の妥当性(設計方針,設計条件等)の照査
  - (ロ) 各種計算書の適切性に関する照査
  - (ハ) 各種設計図の適切性に関する照査
  - (二) 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

## 第6章 提出図書

6.1 提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼きとする。また、製本はすべて表紙、 背表紙とも、タイトルをつけ、直接印刷したものとする。なお、成果品の作成に当っては、その編集方法についてあ らかじめ 発注者 と協議すること。

- 6.2 実施設計(詳細設計)提出図書
  - (1) 土木建築関係

(イ) 実施設計(詳細設計)図 A3判折たたみ製本 3部 (イ) 実施設計(詳細設計)図(ロ) 計算書(数量計算書を除く) A4又はA3判製本 3部 A4判製本 3部 (ハ) 工事特記仕様書(土木) A3判折りたたみ製本 工事特記仕様書(建築) (二) 工事設計書 A 4 判 原稿 (2) 議事録 A 4 判 3部 (3) 電子成果品 1式

#### 第7章 参考図書

#### 7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- 1. 発注者 の土木工事一般仕様書
- 2. 発注者 の建築工事・建築設備工事一般仕様書
- 3. 発注者 の機械設備工事一般仕様書
- 4. 発注者 の電気設備工事一般仕様書
- 5. 日本工業規格(JIS)
- 6. 日本下水道協会規格(JSWAS)
- 7. 電気規格調査会標準規格(JEC)
- 8. 日本電機工業会標準規格(JEM)
- 9. 日本農業規格(JAS)
- 10. 日本電線工業会標準規格(JCS)
- 11. 内線規程(日本電気協会)
- 12. 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)
- 13. 下水道維持管理指針(日本下水道協会)
- 14. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説(日本下水道協会)
- 15. 下水道の耐震対策マニュアル(日本下水道協会)
- 16. 下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
- 17. 下水道施設耐震計算例—処理場・ポンプ場編—(日本下水道協会)
- 18. 下水道施設改築・修繕マニュアル (案) (日本下水道協会)
- 19. 水理公式集(土木学会)
- 20. コンクリート標準示方書(土木学会)
- 21. 土木工学ハンドブック(土木学会)
- 22. 地盤工学ハンドブック(地盤工学会)
- 23. 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会)
- 24. 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説―許容応力度設計と保有水平耐力―(日本建築学会)
- 25. 鋼構造設計規準-許容応力度設計法-(日本建築学会)
- 26. 建築基礎構造設計指針(日本建築学会)
- 27. 壁式構造関係設計規準集・同解説 壁式鉄筋コンクリート造編(日本建築学会)
- 28. 建築耐震設計における保有耐力と変形性能(日本建築学会)
- 29. 建設大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準及び同解説(公共建築協会)
- 30. 土木製図基準(土木学会)
- 31. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準及び同解説(公共建築協会)
- 32. 機械製図基準 JIS ハンドブック 5 (日本規格協会)
- 33. 電気記号 JIS ハンドブック 7 (日本規格協会)
- 34. 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築工事標準詳細図(公共建築協会)
- 35. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- 36. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- 37. 国土交通省大臣官房技術調査室土木総合研究所監修 土木構造物設計ガイドライン(全日本建設技術協会)
- 38. 改訂 解説・河川管理施設等構造令(日本河川協会)
- 39. 港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会)
- 40. 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説/揚排水ポンプ設備設計指針(案)同解説(河川ポンプ施設技術協会)
- 41. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(公共建築協会)
- 42. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(公共建築協会)
- 43. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(公共建築協会)
- 44. 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準(公共建築協会)
- 45. 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(公共建築協会)
- 46. 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説(建築保全センター)

- 47. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備·環境課監修 建築設備設計基準(公共建築協会)
- 48. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(公共建築協会)
- 49. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(公共建築協会)
- 50. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(公共建築協会)
- 51. 国土交通省住宅局建築指導課監修 2001 年改訂版既存鉄筋コンクリート建築物の耐震診断基準・改修設計指 針・同解説(日本建築防災協会)
- 52. 建築省住宅局建築指導課監修 改訂版 既存鉄骨鉄筋コンクリート建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説(日本建築防災協会)
- 53. 建築省住宅局建築指導課監修 耐震改修促進のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説 (日本建築防災協会)
- 54. 道路橋示方書・同解説(日本道路協会)
- 55. ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(ダム・堰施設技術協会)
- 56. ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(ダム・堰施設技術協会)
- 57. 水門・樋門ゲート設計要領(案)(ダム・堰施設技術協会)

### 〔2〕特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「実施設計業務委託一般仕様書第1章1.1、及び1.2に定める特記仕様書」とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書による。

設計対象施設

(1) 名称 津市中央浄化センター

(2) 位置 津市高洲町

(3) 下水排除方式 合流方式 (一部分流式)

(4) 能力m³/日 220,320 m³/日

対象施設と設計範囲(耐震診断及び耐震補強設計)

設計工種			土木設計				建築設計					機械	設計		電気設計				
設計対象施設		改築レベル	構成部分	設計範囲	設計 対象 水量 (m³/日)	改築レベル	構成部分	設計範囲	設計 対象 水量 (m³/秒)	改築レベル	構成部分	設計範囲	小分類	設計範囲	設計 対象 水量 (m³/秒)	改築レベル	構成部分	設計範囲	適用
		2-1	躯体	0		2-1	躯体	0					ポンプ本体				負荷設備		
			内部防食・防水				仕上げ等				ポンプ設備		原動機・減速機				計装設備		
10			手摺・蓋類等				建築機械				ハンノ 政佣		燃料タンク設備、補機、				監視制御設備		
ポン。							建築電気						配管弁類、ダクト等						
ンプ室(	220, 320				220, 320						ゲート設備		ゲート設備						
B)											除塵設備		スクリーン, 自動除塵 機, 破砕機 スクリーンかす洗浄機, スクリーンかす脱水機 移送・貯留設備						

#### 2. 本業務の目的

津市中央浄化センターポンプ棟は平成 21 年度に「津市公共下水道施設耐震診断調査業務委託(中央浄化センター、極楽橋ポンプ場)」にて耐震診断を行っているが、耐震対策の検討(補強計画及び総合計画)を行っておらず、また、平成 26 年以降に実施する耐震診断及び詳細設計等については、「下水道施設の耐震対策指針と解説((社)日本下水道協会。以下「新指針」という。)」に基づき実施すること(事務連絡・国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官・平成 26 年 5 月 15 日)となっていることから、新指針に適合した再診断及び新たに耐震対策の検討を行った上で、耐震補強設計を実施すること。

#### 3. その他特記事項

- ・耐震診断(耐震対策の検討)の結果、機械・電気設備の移設等の必要がある場合には別途設計とする。
- ・現地調査業務及び設計協議の打合せについて、歩掛は1回当り土木及び建築それぞれ1名とすること。
- ・本設計の中間成果(概算工事費)を令和3年9月中旬に納品すること。

# 特記仕様書(設計業務条件一覧表)

No.1

	明示項目	明示事項(条件及び内容)
ア	適用図書	<ul> <li>☑ 設計業務等委託契約書</li> <li>☑ 設計業務等共通仕様書(三重県)【平成27年11月制定】         部分改正を行った内容も含む(最新改正 令和3年4月)</li> <li>☑ 設計業務等共通仕様書(三重県)第1102条中の「「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したもの」とあるのは「「書面」とは、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したもの」と、第1108条中「署名押印」とあるのは「記名(署名または押印を含む)」と読み替えるものとする。         三重県公共工事共通仕様書(三重県)【令和2年8月制定】         部分改正を行った内容も含む(最新改正 令和3年4月)</li> <li>☑ その他(耐震補強設計に係る各指針・基準類は、最新版を適用)</li> </ul>
7	業務計画等	<ul> <li>契約締結後 14 日以内に業務計画書(工程表)を監督員に提出する。</li> <li>業務完了の10日前までに数量報告書(工種、設計数量、実施数量等を記載)を監督員に提出する。</li> <li>業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。</li> <li>こ その他( )</li> </ul>
ウ	成果の提出	図 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和2年8月改訂】によるものとする。 図 本業務における成果物の提出部数は、( 図 3部 □ ( )部)とする。 図 指示する期日までに提出する成果物あり。(概算工事費) 図 検査用として成果物の印刷物(A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ)を1部提出する。 □ その他( )
工	工程関係	□ 別途業務との工程調整の必要あり (別途業務名: ) □ 関係機関との協議の必要あり(別途資料作成必要あり) □ その他( )
才	管理技術者 の要件 管理技術者	<ul> <li>管理技術者は、( ☑ 下記の者 □ 下記のいずれかの者)とする。</li> <li>☑ 技術士         ( ☑ 上下水道 部門 下水道 科目、 □ 部門、□部門・科目を問わない) □ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者(技術管理者) □ RCCMの資格保持者         (□ 部門、□部門を問わない) □ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者</li> <li>□ その他( )</li> </ul>

## (注)

- 1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する
- 2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- し、適切な措直を譲するものとする。 3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 津市上下水道事業局 令和3年4月

# 特記仕様書(設計業務条件一覧表)

No.2

	明示項目		明示事項(条件及び内容)
力	照查技術者	Ø	概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。
			次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 ( ) )
	照査技術者 の要件	照查	技術者は、( 🛮 下記の者 🗆 下記のいずれかの者)とする。 🗗 技術士
			(☑ 上下水道 部門 下水道 科目、□ 部門、 □ 部門・科目を問わない)
			□ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者(技術管理者) □ RCCMの資格保持者
			(□ 部門、□部門を問わない) □ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する 者
			□ その他( )
	照査の実施	V	照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含 めて提出しなければならない。
			<ul><li>□ 詳細設計照査要領(国土交通省大臣官房技術調査課監修(平成29年3月版))</li><li>☑ その他(</li></ul>
キ	打合せ等	V	設計業務等着手時及び成果物納入時(成果物案の打合せ時を含む)及び設計 図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するもの とする。
			中間打合せ回数は 4 回とする。
			中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 照査技術者については( <b>②</b> 設計業務着手時  □ 中間打合せ     回
			☑ 成果物納入時(成果物案の打合せ時を含む))の打合せに出席するものとする。
ク	資料の貸与	Ø	発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 (平成21年度下政公補担第1-1号津市公共下水道施設耐震診断調査業務委託)
ケ	業務条件		業務条件は下記のとおりとする。
	7 0 116		成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記するこ
コ	その他		と。
		V	設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討する
			こと。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物 (設計図面、数量計算書等)の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。

(注)

- 1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する
- 2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- し、適切な措置を講するものとする。 3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 津市上下水道事業局 令和3年4月

# 支払いに関する事項

# 【前金の支払い】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負金額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

# 特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介 入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務
	(1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
	(4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置
	2 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。3 契約等の解除上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との
II. 唐从安丰石	契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
	(3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経
	済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
	(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等
	市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
	(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

# 特記仕様書

特記位禄書		
特記事項	条件等及び内容	
労働環境の確保に	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守する	
係る誓約事項	ことを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び	
	違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を	
	遵守すること。   2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事   業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。	
	(東管理者(以下・川坂寺)という。アへ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。	
	5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。	
	8 労働報酬下限額の試行について	
	(1) 受注者は、試行対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該試行について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。	
	(2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。	
	(4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 津市が行う労働報酬下限額の試行に係るアンケート調査について協力すること。 (6) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及びアンケート調	
	査を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の試行に関して行う事務は、津市公	
	契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (8) 労働報酬下限額の試行に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応するこ	
	٤.	
新型コロナウイルス感染症の拡大防止	本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を 図るものとする。	
措置等	日本的のとする。 1 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も	
	含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等	
	の健康管理に留意すること。   2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という	
	3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いこと	
	から、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が 集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保 つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を	
	期すこと。 3 業務等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者	
	る 業務等の関係者が「特定書版都追所県」が5日来等に促事する必要がある場合は、支先任者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。 4 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするた	
	4	
	5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が 必要な場合には、監督員と協議を行うこと。	
	6 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従	
	い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全	
	ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。 7 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、履行条件、履行方法等に変更の必要があると認めるときは、津市設計業務等委託契約約款第19条(設計図書等の変更)の	
	規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の変更の対象とするものとする。	

# 令和3年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	890円